

令和7年8月31日執行八代市長選挙及び八代市議会議員一般選挙における選挙公報の一部未配布について

選挙公報の一部未配布が生じていたことについて、市民の皆様へ深くお詫びを申し上げます。選挙公報は選挙人が候補者の政策を判断するうえで重要となる資料であることの重要性を認識しており、次回の選挙で、選挙人の皆様へ選挙公報をご覧いただけるような方法を講じて参ります。

調査を行い、一部未配布の状況及び原因、並びに今後の対策を取り纏めましたので公表いたします。

1. 調査内容

(1)業務委託の概要

令和 3 年の選挙では新聞折込で配布を行っていたが、新聞購読率の低下から 51.27%の配布率に留まり、半数の選挙人に届けられていないという課題に対応するため、今回の選挙では、ポスティングの手法で配布を行った。

なお、選挙期間が 17 日間と長い参議院選挙では、令和 7 年 7 月の選挙で宛名の無い封入りの郵便タウンメールで配布を行った。（所要 12 日間、封入封かん及び局持込みの期間を含む。）

次のとおり、選挙公報の配布委託を実施した。

- ① 委託事業者:佐川急便(株)南九州支店 熊本市東区小山町 1816 番地 1
- ② 契約方法:随意契約 指名競争入札を予定していたが、運送を第一希望に指名願を提出している 7 者のうち 1 者のみ受託可能との回答があったため。
- ③ 契約日:令和 7 年 7 月 3 日
- ④ 履行期間:令和 7 年 8 月 25 日から令和 7 年 8 月 30 日まで
- ⑤ 選挙公報引渡日:令和 7 年 8 月 25 日
- ⑥ 配布期間:令和 7 年 8 月 26 日から令和 7 年 8 月 30 日まで
- ⑦ 配布部数:市内全域 58,000 部
- ⑧ 配布方法:ポスティング、明らかに居住者がいない所（空き家、町内会館、事務所等）を除く。
- ⑨ 委託料:単価 66 円（消費税込）に配布数を乗じた額、出来高払い。

(2)問い合わせの状況

8 月 28 日から 9 月 25 日にかけて市民から未配布の問い合わせがあった。

問い合わせ件数:メール約 10 件、電話約 60 件、文書 6 件。

8 月 28 日に市民から未だ選挙公報が届いていないとの問い合わせがあった。委託事業者から事前にいただいていた配布計画では既に配布が済んでいる校区であるにも関わらず、問い合わせがあったため、一部未配布が生じていると認識した。

八代市選挙管理委員会が問い合わせ元に聞き取りで確認した一部未配布の大字町名

次の65大字町名の一部の世帯

- ・ 出町 ・ 鷹辻町 ・ 通町 ・ 松江城町 ・ 横手町 ・ 塩屋町
- ・ 上片町 ・ 中片町 ・ 西片町 ・ 長田町 ・ 井上町 ・ 竹原町

- ・島田町 ・日置町 ・上日置町 ・福正町 ・清水町 ・若草町
- ・花園町 ・旭中央通 ・弥生町 ・夕葉町 ・植柳上町・植柳下町
- ・植柳元町 ・大福寺町 ・迎町二丁目 ・古城町 ・植柳新町一丁目
- ・植柳新町二丁目 ・松崎町 ・永碇町 ・高小原町 ・沖町
- ・高島町 ・大村町 ・海士江町 ・上野町 ・古閑中町 ・古閑下町
- ・古閑浜町 ・田中東町 ・田中西町 ・豊原中町 ・豊原下町
- ・本野町 ・高下西町 ・平山新町 ・昭和明徴町 ・宮地町 ・西宮町
- ・岡町谷川 ・日奈久新田町 ・日奈久山下町 ・日奈久東町
- ・二見洲口町 ・千丁町大牟田 ・千丁町新牟田 ・鏡町鏡 ・東陽町河俣
- ・東陽町北 ・東陽町小浦 ・東陽町南 ・泉町下岳 ・泉町樅木

(3)配布の状況

令和 7 年 9 月 26 日に、佐川急便（株）南九州支店から選挙管理委員会へ配布状況調査報告書（以下、「報告書」と呼ぶ。）の提出がなされた。

報告書には、配布数及び一部地域にて配布枚数に差異が生じた要因について調査を行っており確認できた事項について記載されている。記載内容を選挙管理委員会で分析し、原因究明の資料とした。一部の記載内容については、（４）原因に記載する。

なお、「配布業務において不備が生じ、関係各位ならびに市民の皆様にご迷惑とご心配をおかけしましたこと、深くお詫び申し上げます。」と謝罪の文章があった。

①佐川急便の報告による配布数:52,343部（市長市議選で用いた選挙人名簿の市内世帯数 54,068、世帯数比 96.81%）

令和 7 年 9 月 10 日 選挙公報の残 4,657 部を添えて配布数の報告を受ける。残は現在、選挙管理委員会事務局で保管中。

渡した数 58,000 - 期日前投票期間中に返却 1,000 - 残 4,657=52,343 部

②大字町名毎の配布状況:正確な配布数の把握は不可能

理由…配布員への配布指示を大字町名毎ではなく電子マップで視覚的にエリアを示して指示しており、配布員は大字町名の範囲を意識していないため佐川急便から、報告不可能との回答有。

残部数から全体の配布数を報告できるが、ポスティングの性質上、配布員から詳細な配布箇所の報告に基づき大字町名毎の報告は困難とのこと。

③配布計画に基づかない配布の実施:佐川急便から、初日は計画通りの校区を配布したと報告あり。2日目以降は1日当たりの計画の人員がそろっておらず遅れが生じている。2日目以降一部の校区を除いて、配布計画どおりに割り当てた校区へ配布ができておらず、問い合わせがあった大字町名の再配布を佐川急便へ依頼した。

(4)原因

選挙公報の一部未配布が生じたことについて、委託事業者である佐川急便と再委託会社へ聞き取りした内容及び問い合わせ内容並びに佐川急便（株）南九州支店長から提出された報告書から分かった原因は、次のとおり。

① 市長市議選の7日間という短い期間で配布する体制が組めていなかったため

本市の地理や道路状況等を踏まえると、短期的に人手を十分確保することが困難であったことがあげられえる。本市の選挙人がいる世帯は5万4千を超えており、面積 680 平方キロメートルと広大で平野部から中山間地を擁する本市で配布することとなるが、委託事業者の配布人員及び管理人員の見積もりが不十分であり配布体制を組めていなかった。

② 本市が、ポスティングという性質を完全に理解していたとは言えず、委託事業者との間に認識の差が生じたため

ポスティングが、宛名がある郵便と同様に、市内の全ての住居にあるポストへ確実に配布されるものと認識をしていた。しかし、ポスティングは郵便と異なり、居住の有無の判別や店舗兼住宅の判別など、配布の判断が困難である場所があることに加え、配布員がポストの位置を知らない、郵便以外の配布物をお断りされている場合があったと委託事業者から報告を受けている。

2. 再発防止策

調査内容から分かった原因に対策を講じる。

(1)分割発注の実施

契約時に、委託事業者の履行実績や配布能力を確認する必要があり、配布量に応じて選定方法を見直す。

エリアを分割して発注する。例えば、中山間地域は郵送とし、平野部は、複数の事業者とするなど。民間事業者への発注だけではなく、市民団体へ有料にて配布依頼を検討する。

(2)多様な配布方法を講じること及び周知の強化

市長市議選の選挙公報は、告示日に候補者から正式に原稿を頂き、その夕方に掲載順を決めて印刷を行っており、翌日の期日前投票開始日の午後に印刷が完了する。以上の手続きは公職選挙法で定められており、期日前投票開始までに選挙人の世帯へ印刷物を配布することは制度上、不可能である。

既に、以下の3つの方法を実施しており、市ホームページ、広報やつしろで周知している。より多くの選挙人へご覧いただけるよう、周知媒体として市公式SNS、投票案内はがき（入場券）等を加えるとともに、平時での周知を強化する。

① 公共施設へ備え置き

- ・既に、市役所、各支所、各校区コミュニティセンター、市立図書館、八代トヨオカ地建アリーナ、桜十字ホールやつしろなど 32 の公共施設に備え置いている。今後は、例えば、民間施設やコンビニエンスストア、店舗など、人の往来が多い場所を中心に協力を依頼して備え置く場所を増やす取組を進める。

② 事前に登録された世帯へ郵送

- ・既に、郵送で配布を希望される方には、自宅へ郵送を行っている。
- ・事前に選挙管理委員会まで電話、FAX、電子メール、フォームにて、郵便番号、住所、氏名、電話番号を連絡いただくことで郵送している。一度登録いただいた方には、次の選挙も継続して郵送している。（R 7 年市長市議選で 201 世帯へ郵送）

③ 選挙公報を市ホームページへ掲載

令和 7 年 10 月 21 日

八代市選挙管理委員会

- ・選挙の際に掲示する本市の当該選挙ホームページにて、衆議院選挙、参議院選挙、県知事選挙及び県議会議員選挙は、熊本県選挙管理委員会のホームページへリンクを貼っている。令和 7 年市長市議選挙では、選挙公報をご覧いただけるよう印刷完了後直ちに PDF にして掲載している。

(参考)選挙公報配布の根拠

公職選挙法第 172 条の 2 及び八代市選挙公報発行条例第 5 条第 1 項に、八代市長及び八代市議会議員の選挙で発行する選挙公報について、八代市選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録された者の属する世帯に対して、選挙の期日の前日までに配布するものとする規定している。

あわせて、同条例第 5 条第 2 項に、選挙管理委員会は、前項の各世帯に選挙公報を配布することが困難であると認められる特別な事情があるときは、同項の規定により配布すべき日までに新聞折り込みその他これに準ずる方法による配布を行うことによって、同項の規定による配布に代えることができる。この場合において、選挙管理委員会は、市役所、支所その他適当な場所に選挙公報を備え置く等当該方法による選挙公報の配布を補完する措置を講ずることにより、選挙人が選挙公報を容易に入手することができるよう努めなければならないと規定している。

3. その他

令和 7 年 10 月 21 日現在、委託料について委託事業者と協議を行っているところであり、委託料の支払いは行っていない。